

(別紙)

I. 平成26年度関税改正を巡る諸情勢

1. 関税率及び関税制度を巡る国際状況

WTO（世界貿易機関）における多角的貿易交渉（ドーハ・ラウンド交渉）については、本年12月、貿易円滑化、農業の一部及び開発の3分野からなる「バリ・パッケージ」が合意された。特に、貿易円滑化協定は、税関手続の迅速化や貿易規則の透明性の向上等の規律を定めるものであり、貿易取引の時間とコストの削減による貿易・投資の拡大を図ることが期待されている。

他方、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、世界の主要国・地域間では、貿易・投資の拡大のための経済連携交渉が進行している。

我が国においても、グローバルな経済活動のベースである経済連携を推進し、貿易のFTA（自由貿易協定）比率を高めていくこととしている。

このため、特に、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉に積極的に取り組むことにより、アジア太平洋地域の新たな貿易・投資のルールを作り上げるとともに、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）や日中韓FTAといった広域経済連携と併せ、その先にある、より大きな構想であるFTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）のルールのたたき台を作り上げるべく、取り組んでいるところである。

これに加え、日EU・EPA（経済連携協定）等に同時並行で取り組んでおり、これらの経済連携が相互に刺激し合い、活性化することで、世界全体の貿易・投資のルール作りが前進するよう、貢献しているところである。

2. 税関行政を取り巻く状況

我が国税関は、社会経済のグローバル化やサプライチェーンの国際化・高度化が進行する中、その使命である「適正かつ公平な関税等の徴収」、「安全・安心な社会の実現」及び「貿易の円滑化」を着実に果たす必要がある。

「適正かつ公平な関税等の徴収」については、近年、税関における収納額は、関税のほか、消費税やその他内国消費税等を含めて毎年5兆円前後で推移し、国税収入全体の約1割に相当する。来年4月の消費税率の引上げにより、収納額が増加することから、徴税機関としての税関の重要性がますます高まっており、引き続き適切な徴収に取り組んでいく必要がある。

「安全・安心な社会の実現」については、社会悪物品の密輸摘発件数や知的

財産侵害物品の輸入差止件数が高い水準で推移しており、水際の効果的・効率的な取締りが求められている。特に、国際郵便物の取扱い件数が増加する中、国際郵便物のセキュリティ対策を強化するため、万国郵便条約の下、国際郵便物に係る情報の電子的な方法による事前提供の検討を進める一方、国内関係者による検討会を設置し、国際郵便物の適正かつ効率的な通関を図るための課題を抽出し、対応が可能なものから早期に実施することとしている。

「貿易の円滑化」については、セキュリティ確保と両立させながら、我が国企業の国際競争力の強化や輸出入者の利便性の向上に資する通関手続の迅速化を推進することが求められている。このため、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化を進めるとともに、経済界からの要望を踏まえ、通関手続の原則電子化を見据えた輸出入通関のあり方を検討している。

Ⅱ. 平成26年度関税改正についての考え方

1. 通関手続の迅速化等

(1) 入国者の輸入貨物に対する簡易税率の水準

入国者の輸入貨物（携帯品及び別送品）のうち関税が有税とされる物品については、税関手続の簡素化及び迅速化を図る観点から、入国者が容易に知り得るものとして、関税、内国消費税及び地方消費税の率を総合したものを基礎として算出した簡易税率を適用し、関税として徴収することとされている。税率の設定については、簡易なものとなるよう、「アルコール飲料」の税率（現行：蒸留酒 300円/ℓ、その他のもの 200円/ℓ）については100円刻みで設定し、「その他の物品」の税率（現行：15%）については5%刻みで設定している。

簡易税率については、これまで、関税率、消費税率（地方消費税を含む。）又は酒税率の変更に合わせて、必要に応じ、改正を行っており、平成26年4月に消費税率が8%（消費税率6.3%、地方消費税率1.7%）となることに伴い、その水準について検討する必要がある。

「アルコール飲料（蒸留酒、その他のもの）」の簡易税率については、その種類及び平均単価を基に消費税率の引上げ分（3%）に相当する税額を算出すると、蒸留酒 13.23円/ℓ、その他のもの 74.27円/ℓとなり、いずれも100円/ℓに満たないものであった。

また、「その他の物品」の簡易税率については、その直近年度（平成24年

度)の平均関税負担率(8.0%)及び消費税率(8%)に基づき税率を算出すると16.6%となり、現行の15%と乖離の少ないものであった(注)。

入国者が容易に知り得る簡易なものとして、100円刻み又は5%刻みで簡易税率が設定されていること及びそれぞれの算出結果を踏まえ、入国者の輸入貨物に対する簡易税率については、現行の水準(アルコール飲料(蒸留酒 300円/ℓ、その他のもの 200円/ℓ)、その他の物品 15%)を維持することが適当と考える。

(注) 平均関税負担率は、関税有税品のうち入国者の携帯品・別送品として輸入され得る物品(石油及び鉱石等の原材料品を除く物品)に係る関税収入額をその輸入額で除して算出したもの(関税収入額/輸入額)。

(2) 少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額拡大

少額輸入貨物に対する簡易税率制度は、小口急送貨物(SP貨物: Small Package)や国際郵便物の輸入急増を背景に、輸入貨物の通関の迅速化を図ることを目的として、平成5年度に導入された。

少額のSP貨物や国際郵便物であっても、一般税率が適用される場合には、輸入者又は税関において、9,000超存在する関税分類を品目毎に行う必要がある。他方、簡易税率制度により、課税価格が10万円以下の少額輸入貨物については、9,000超の関税分類を要することなく、7区分の簡易税率による申告納税又は賦課課税を可能とすることにより、輸入者の納税事務の簡素化及び税関の課税事務の効率化を図っている。

簡易税率の適用対象額については、納税事務の簡素化及び課税事務の効率化の観点とともに、関税収入の大宗が一般税率によるものであることや、一般税率の水準が国内産業保護の観点から定められていることも踏まえて設定されている。

簡易税率制度導入後、SP貨物の輸入許可・承認件数は約10倍、また、現在、国際郵便物の賦課課税件数の約6割を占めるEMS(国際スピード郵便: Express Mail Service)の賦課課税件数は約4倍(国際郵便物全体では約2倍)と大幅に増加し、両者とも近年も増加傾向が継続している。さらに、現行制度では簡易税率の対象となっていない課税価格10万円超20万円以下の輸入貨物の件数も、SP貨物及び国際郵便物の双方において、着実に増加している。

特に、課税価格10万円超20万円以下の国際郵便物については、賦課課税方式が採られているため、税関職員が郵便物に貼付されたラベル(税関告知書)を直接確認して、簡易税率によることなく、9,000超の関税分類を行う必要が

ある（注）。

（注）SP貨物を含む一般の輸入貨物及び課税価格が20万円超の国際郵便物は、輸入者の申告により税額を確定する申告納税方式が採られているが、課税価格が20万円以下の国際郵便物については、税関が税額を計算し確定する賦課課税方式が採られている。

また、税関は、国際郵便物に対し、課税・社会悪物品等の水際取締り等複数の観点からのチェックを行っているところ、国際郵便物は社会悪物品等の密輸手段としての利用の拡大が懸念されており、課税事務の効率化により、国際郵便物のセキュリティ対策の強化を図ることも課題となっている。

こうした状況に対応する観点から、一層のSP貨物の納税事務の簡素化及び国際郵便物の課税事務の効率化により通関の迅速化を進めるため、簡易税率の適用対象額を拡大することが考えられる。

その際、SP貨物や国際郵便物の輸入件数は、課税価格が20万円以下のものが9割超を占めており、20万円以下までの適用対象額拡大により、納税事務の簡素化及び課税事務の効率化は十分達成され得ると考えられること、また、課税価格が20万円以下の貨物の輸入額は、全貨物の輸入額の0.4%程度であり、課税の公平や国内産業保護に影響を与えるおそれは僅少であることに鑑み、簡易税率の適用対象額を、現行の10万円以下から20万円以下に拡大することが適当と考える。

2. 減免税制度の対象拡充

(1) 地方独立行政法人が管理する博物館の陳列標本等に対する免税措置

国及び地方公共団体等が経営する博物館等の施設に陳列する標本等又は学術研究若しくは教育のために当該施設に寄贈された物品（陳列する標本等）については、国の文化、学術振興政策上の考慮及びユネスコの「教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定」の趣旨を踏まえ、関税の免税措置が採られている。

本年10月、地方独立行政法人法施行令の改正により、地方独立行政法人の業務の範囲として、博物館等の設置及び管理を行うことが対象とされたことに伴い、今後、地方独立行政法人が、地方公共団体が経営する博物館等を管理することが予定されている。

地方独立行政法人は、地方独立行政法人法において、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施さ

れることが必要な事務及び事業を効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人とされており、また、地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができないとされている。

また、地方独立行政法人の設立については、総務大臣又は都道府県知事の認可が必要であり、博物館等の設置及び管理を行う法人の設立については、これらの施設の規模及び内容に照らして、地方独立行政法人が設置及び管理することが効率的かつ効果的と認められることがその認可の基準とされている。

こうした地方独立行政法人の設立の目的及び認可の基準を踏まえると、地方独立行政法人が設置及び管理を行う博物館等に陳列する標本等についても、地方公共団体が経営する博物館等に陳列する標本等と同様に扱い、免税措置の対象とすることが適当と考える。

(2) 子ども・子育て支援新制度関係の減免税措置

① 幼保連携型認定こども園において使用する教育用物品に対する免税措置

国及び地方公共団体等が経営する学校等の施設において使用する教育用フィルム等又は学術研究若しくは教育のために当該施設に寄贈された物品（教育用物品）については、国の教育政策上の考慮及び前記ユネスコの協定の趣旨を踏まえ、関税の免税措置が採られている。

平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」が導入されることとなり、幼稚園等に係る制度が改正されることとなった。新制度の下では、従来の種類に加え、幼保連携型認定こども園が新たに創設される。

新制度下の幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様、法律上に位置付けられる学校教育を行うこととされている。こうした法律上の位置付け、及び教育用物品の免税制度が我が国の教育等の振興に資する見地から設けられたとの趣旨に鑑み、幼保連携型認定こども園において使用する教育用物品についても、従来の幼稚園において使用する教育用物品と同様に扱い、免税措置の対象とすることが適当と考える。

② 幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業等において使用する給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置

保育所等において使用する給食用脱脂粉乳については、発育途上にある生徒・児童等の心身の健全な発達と国民生活の改善を図るとの趣旨から、関税の軽減措置が採られている。

「子ども・子育て支援新制度」の下で、幼保連携型認定こども園は、前記のとおり法律上学校教育を行うと位置付けられるほか、保育所と同様に児童福祉施設としても位置付けられる。また、同制度の下では、小規模保育事業等が市町村認可事業として新たに児童福祉法上に位置付けられる。新制度下の幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業等の認可に際しては、従来の保育所と同等の基準を満たす必要がある。

こうした法律上の位置付けや認可基準、及び発育途上にある児童等の心身の健全な発達を図るとの給食用脱脂粉乳の関税軽減措置の趣旨に鑑み、新制度下の幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業等において使用する給食用脱脂粉乳についても、従来の保育所等において使用する給食用脱脂粉乳と同様に扱い、関税軽減措置の対象とすることが適当と考える。

3. 暫定税率等の適用期限の延長

暫定税率は、一定の政策上の必要性等から、関税定率法に定められている基本税率を暫定的に修正するものであり、消費者の負担、国内産業保護の水準、国際交渉との関係、政策上の必要性等の観点から、その水準や必要性について、毎年の改正で常に検証する必要がある。

平成26年度改正に当たっても、こうした観点からの検討を行った結果、現在の暫定税率には引き続き必要性が認められる。また、内外経済情勢等に機動的に対応する必要があることから、延長期間は1年とし、平成26年3月31日に適用期限の到来する暫定税率（433品目）の適用期限を平成27年3月31日まで延長することが適当と考える。

また、特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置については、暫定税率と一体として設けられていることを踏まえ、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することが適当と考える。

なお、牛肉に係る関税の緊急措置については、発動基準数量の算出基礎を、当該年度の前年度の輸入実績又は平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均値のいずれか大きい方とするとの特例を、平成26年度においても継続することが適当と考える。

4. 暫定的減免税制度の適用期限の延長

(1) 航空機部分品等の免税制度の適用期限の延長

航空機部分品等の免税制度は、航空宇宙産業における国産開発や国際競争力の度合等、その時々々の制度を取り巻く状況を踏まえ、制度の安定的な運用や定期的な見直しの必要性を考慮し、その延長の適否を検討している。

現在、航空機製造業においては、国際共同開発への参画や新規国産ジェット旅客機の初飛行に向けた最終組立てが開始されたものの、国産困難な部分品等については、輸入に依存せざるを得ない状況にある。

また、宇宙機器産業においては、官需のほか海外からの人工衛星等の受注に向けた取組みを行っているところであるが、国産困難な部分品等については、輸入に依存せざるを得ない状況にある。

こうした点を踏まえ、平成26年3月31日に適用期限の到来する航空機部分品等の免税制度については、その適用期限を平成29年3月31日まで3年間延長することが適当と考える。

(2) 加工再輸入減税制度の適用期限の延長

加工再輸入減税制度は、我が国から加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品が、原則として輸出の日から1年以内に輸入される場合、その製品に課される関税のうち原材料相当分を軽減するものであり、現在は繊維・皮革製品が対象となっている。本制度は、原材料の国内生産者が、国内生産を維持しながら、原材料の高機能化等の構造改善を達成するまでの措置であり、原材料輸出の促進に伴う国内産業の発展状況を踏まえ、制度の安定的な運用や定期的な見直しの必要性を考慮し、その延長の適否を検討している。

現在、繊維・皮革製品において国産原材料の利用を促進する際には、国産原材料を使用して生産された製品と、原材料から一貫して開発途上国で生産される製品との競合が課題となる。この点、国産原材料を一旦海外に輸出し、現地の安価な人件費等を活用して製品が生産されれば、製造コストが削減されるため、国産原材料を使用した製品の国際競争力が高まることとなる。本制度は、原材料相当分の関税を軽減する措置であり、海外産原材料を使用した製品と比較し、国産原材料を使用しつつ海外で生産された製品に課される関税が低くなることから、国産原材料を使用した製品の価格競争力の強化、さらには国産原材料の需要喚起効果が見込まれる。

こうした点を踏まえ、平成26年3月31日に適用期限の到来する加工再輸入減税制度については、その適用期限を平成29年3月31日まで3年間延長することが適当と考える。

5. その他

- (1) 行政不服審査法の見直しに伴い、関税の不服申立て制度について所要の措置を講ずる。
- (2) 中国のWTO加入議定書（条約）の一部失効に伴い、関係規定を削除する。
- (3) 国別・品目別特惠適用除外措置の基準に該当した農水産品（20品目：輸入統計品目番号（9桁）ベース）及び鉱工業品（74品目：関税率表番号の項（4桁）ベース）について、平成26年4月1日から平成29年3月31日まで、特惠税率の適用除外とする。
- (4) 国際連合の決議により、サモアが後発開発途上国（LDC）から除外されることに伴い、サモアをLDC特惠受益国から除外する。

Ⅲ. 引き続き検討すべき事項

- (1) 国際郵便物について、少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額の拡大の検討に際し、関税分科会において、商業用物品である国際郵便物のように輸入者による適正な申告が期待できるものは、他の輸入貨物と同様の通関手続を適用すべきとの意見が出された。これを踏まえ、国際郵便物の申告方式を含む通関手続のあり方について、今後、検討する必要がある。検討に当たっては、国際郵便物には受取人が内容物を把握していないものがあるという特殊性及び利用実態や関係事業者の業務への影響を考慮する必要がある。
- (2) EPA の原産地手続については、輸入者の利便性に鑑み、EPA 税率の適用に関する原産地手続の柔軟化を図っている。今後も的確な原産性の審査を確保しつつ、経済連携の進展を見据え、諸外国の原産地手続との調和を図っていく必要がある。